

館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

館林地区消防組合

管理者 多 田 善 宏

館林地区消防組合規則第 5 号

館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則規則(令和 2 年館林地区消防組合規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条に次の 1 項を加える。

- 6 前各項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の算定に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

第 16 条の 3 第 1 項第 1 号中「100 分の 121.5 以上 100 分 205 以下」を「100 分の 124 以上 100 分の 315 以下」に改め、同項第 2 号中「100 分の 110 以上 100 分の 121.5 未満」を「100 分の 112.5 以上 100 分の 124 未満」に改め、同項第 3 号中「100 分 98.5」を「100 分 101」に改め、同項第 4 号中「100 分の 90 以下」を「100 分の 92.5 以下」に改める。

第 16 条の 4 第 3 項を次のように改める。

- 3 前項の期間の算定に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

第 19 条第 1 項中「おいて準用する」を「よりその例によることとされる」に改め、「除して得た数」の次に「を 1 から引いた数」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。